

# 東洋文庫蔵重要文化財『礼記正義』について

會 谷 佳 光

本稿では、東洋文庫が所蔵する重要文化財『礼記正義』の成立から日本への伝来等について紹介する。

『礼記正義』は、唐の太宗の命を受けて国子祭酒孔穎達（五七四～六四八）等が撰した『五経正義』の一つである。『五経』は『易』・『書』・『詩』・『礼』・『春秋』のことで、儒教の聖典として伝承・研究された。これらを解釈するために、戦国時代から前漢初期にかけて「伝」が作られ、前漢武帝の時、董仲舒の献策によって五経が公認され、五経博士が置かれた。そして後漢から晋代にかけて経を解釈するために「注」が作られ、さらに注を疏解することを通して経・伝を解釈せんとして、南北朝・隋唐代に大量の「疏」（義・義疏）が登場した。『五経正義』はこのうち疏に当たるもので、『周易正義』十四卷（魏・王弼注、晋・韓康伯注）、『尚書正義』二十卷（漢・孔安国伝）、『毛詩正義』四十卷（漢・毛亨伝、漢・鄭玄箋）、『礼記正義』七十卷（漢・鄭玄注）、『春秋正義』三十六卷（晋・杜預集解）の計百八十卷からなる。晋代までに編纂された注の中から最良のものを選び、さらにその注に対する最善の疏を選び、その不備を次善の疏で補い、最後に唐人が加筆して、貞観十二年（六三八）に完成した。その後、同十六年に詳審が加えられ、孔穎達没後、高宗の永徽二年（六五二）に考正・増損され、同四年に五経の公認解釈集として天下に頒布さ

れた。

『礼記』は、孔子の後学が伝えた礼に関する記録百三十一篇から、前漢の戴聖が四十六篇を抜粹したものとされ、叔父戴徳の編纂した『大戴礼記』に対し、『小戴礼記』と称する。『礼記正義』は、南北朝で行われた後漢の鄭玄注を採用し、南朝の皇侃の疏に基づき、その不備を北朝の熊安生の疏で補い、孔穎達等唐人が加筆して編纂した。『旧唐書』経籍志・甲部経録礼類に「禮記正義七十卷 孔穎達撰。」、『新唐書』芸文志・甲部経録礼類に「禮記正義七十卷 孔穎達、國子司業朱子奢、國子助教李善信買公彦柳士宣范義頽、魏王參軍事張權等奉詔撰、與周玄達趙君贊王士雄趙弘智覆審。」と著録される。

経書の伝承形態には、経のみの単経本、経・注を合わせた経注本（単注本）、疏のみの単疏本、経・注・疏の三者を合わせた注疏本（注疏叢本）があり、さらに注疏本に唐・陸徳明『經典釈文』を加えた附釈音本がある。疏は単疏本が本来の形であり、今日普通に見られる注疏本は南宋の頃に出現したもので、その疏には誤脱が多いとされる。『礼記正義』は七十卷本と六十三卷本の二種が伝わるが、諸本の孔穎達「禮記正義序」に「凡成七十卷。」とあるように、本来は七十卷本である。『欽定四庫全書総目』「禮記正義六十三卷」の提要は「其書務伸鄭注、未免有附會之處。然採摭舊文、詞富理博、說禮之家、鑽研莫盡。」と述べ、鄭玄注に忠実に疏解を行ったため、牽強付会を免れない部分はあるものの、その詞理広博な解釈は後世の礼学に多大な影響を与えたと評価する。

唐代には単疏本として伝写されたが、宋代になると印刷術の発達により、木版印刷されるようになった。単疏本『礼記正義』の出版は、北宋の端拱元年（九八八）三月、国子司業孔維等が太宗の勅を奉じて『五経正義』百八十卷

を校勘して国子監で刊行したのが最初であり、淳化五年（九九四）五月に献上された（宋・王忠麟『玉海』卷四十三芸文「端拱校五經正義」条）。また咸平二年（九九九）二月に国子祭酒邢昺が「新印禮記疏七十卷」を上進したとの記録もある（『玉海』卷三十九芸文「咸平禮記疏」条）。しかし、これら北宋版は現存しない。

現存する単疏本の刊本では、身延山久遠寺蔵の南宋初刊本が最も古く、かつ唯一のものである。存卷第六十三至第七十。卷第七十末には淳化五年五月上進時の列銜があり、阿部隆一は、南宋紹興年間（一一三一～六二）の詔で、地方機関に北宋監本の再版を促した時に刊行された覆刻本であり（『玉海』卷四十三芸文「景德羣書漆板 刊正四經」条）、その字様から紹興年間、遅くとも乾道年間（一一六五～七三）の刊刻と推測する（『日本国見在宋元版本志経部』）。金沢文庫の旧蔵で、景印本に『東方文化叢書第二』（東方文化学院、一九三〇年）・『四部叢刊三編』所収本がある。

注疏本で現存最古のものは、紹興三年（一一九二）に提拳兩浙東路常平茶塩公事の黄唐等が校刊した七十卷本である。半葉八行で、釈文は付されない。八行本・黄唐本・越州本・越刊八行本と呼ばれる。その版木は、元代に西湖書院に帰し、明代に南京国子監に移管されて補修されつつ印行された。足利学校遺蹟図書館に宋修本、中国国家図書館に宋元通修本等が伝存する。中国国家図書館蔵の宋元通修本は、明末清初の孫承沢・季振宜の旧蔵で、南宋・賈似道の「秋壑／圖書」印も見える。乾隆年間に蘇州の呉泰来（？～一七八八）に帰し、惠棟（一六九七～一七五八）がこれを使って汲古閣本（後述の「毛本」）を校正したところ、誤字四千七百四、脱字千四百四十五、欠文二千二百十七、文字の異同二千六百二十五、衍文九百七十一を見つけたという。その後、曲阜の孔氏を経て、肅武親王豪格七世孫の盛昱（一八五〇～九九）に秘蔵されたが、民国元年（一九一二）夏に流出して、景賢（字享父、満洲鑲黃旗の人）に

婦し、民国十三年、袁世凱の次男克文（一八九〇～一九三二）に売却され、さらに袁克文から南海の大蔵書家潘宗周（一八五六～一九三九。字明訓。号宝礼堂）の手に渡った。潘宗周は民国十六年に巨資を投じて百部を景刻し、翌年には自ら校勘記二卷を作成・刊行した。また刊行年は不明ながら景印本も出版されている。原本は子の世茲（一九〇六～九二）によって家蔵の宋版百余種とともに中華人民共和国政府に寄贈され、北京図書館（現中国国家図書館）に歸した。

最初の附釈音本は、建安の一經堂主人劉叔剛が刊行した所謂「南宋十行本」である。書名は「附釈音札記注疏」に改題され、分巻も六十三卷に改められた。半葉十行。元代に覆刻され、明代に補修されつつ印行された。また乾隆六十年（一七九五）和坤影宋刊本（中国国家図書館蔵）が伝わる。明代の附釈音本では、嘉靖年間（一五二二～一五六六）に李元陽が南宋十行本を底本に重刊した所謂「閩本」（「九行本」「嘉靖本」とも呼ばれる）、万曆十六年（一五八八）到北京国子監で閩本を底本に刊行した所謂「監本」、崇禎十二年（一六三九）に毛晋汲古閣で監本を底本に刊行した所謂「毛本」が有名であるが、脱誤が多い。

清代には殿本をはじめ南宋十行本系統の諸版があるが、最も流布したのは阮元（一七六四～一八四九）『重校宋本十三經注疏』所収の『附釈音札記注疏』六十三卷である。阮元は、『四庫全書』にも収録された山井鼎（一六九〇～一七二八）撰、荻生観補遺『七經孟子考文補遺』に刺激を受け、嘉慶十三年（一八〇八）に『十三經注疏校勘記』を編纂刊行した。そのうち『札記注疏校勘記』六十三卷は臨海の洪震煊が惠棟校本を底本に諸本との異同を調べ、阮元が校定して成ったものである。さらに同二十年に阮元は家蔵の南宋十行本『十三經注疏』を南昌府学で重刊し、その

際、盧宣旬が各経の『校勘記』を摘録して該当各巻の後に附録した。なお、この時底本に用いられた阮元家蔵の南宋十行本は、宋版ばかりでなく、元刊明修本を含むと考えられている。

『礼記正義』七十巻が遅くとも平安時代に伝来していたことは、藤原佐世（八四七～八九七）が寛平年間（八八八～八九八）に撰した『日本国見在書目録』礼家に「、（礼記）正義七十巻 孔穎達撰」と著録されることから確認できる。時期的に見て単疏本の写本と考えるのが妥当である。また藤原頼長（一一二〇～五六六）の日記『台記』（東洋文庫蔵江戸期写本、文化二年吉田社公文所校）の康治二年（一一四三）七月廿一日条に「皇太后大進以殿業（朱校作「顕遠」）借送礼記正義摺本一部（七十巻）、勝得万戸侯。」とあり、天養元年（一一四四）十二月十日条に「申四刻、見礼記正義卷第七（七）抛朱校補」十了。去年十一月三日始見之、一部七十巻、今日終功。首付懸句、又抄出論義。…」とあり、一年余をかけて『礼記正義』を読了したとの記録が見える。「摺本」は刊本のことであり、「首付懸句、又抄出論義。」は、この刊本に経・注がなく、標起止（正義の解釈が経・注のどこからどこまでを対象としたものかを表す）・正義の順に記されていることを述べたものとも取れることから、宋版の単疏本であった可能性がある。

東洋文庫所蔵本は、曲礼上下を存するのみの卷子本で、経・注を収録しない単疏本である。首尾を欠くため巻次は不明であるが、南宋八行本『礼記正義』七十巻では、曲礼上は卷第一至第五、曲礼下は卷第五至第七を占め、本巻はそのうち巻第五に相当する。巻第五の正義は全百六十条あるが、本巻は曲礼上の第一至十条の全文と第十一条の最初の三十余字、曲礼下の第百五十八条の末尾十余字と第百五十九・百六十条の全文を欠く。

旧藏者を推知させる痕跡はないが、明治十三年（一八八〇）、駐日公使黎庶昌の随員として訪日した楊守敬（一八三九～一九一五）は、森立之（一八〇七～八五）より本巻の模写を入手し、『留真譜初編』（光緒二十七年（一九〇一）宜都楊氏觀海堂刊本）に冒頭四行を摸刻して「古鈔禮記單疏卷子本一卷。狩谷望之舊藏本。」と付記していることから、本巻が狩谷榊齋（一七七五～一八三五）の旧藏本であったことがわかる。ただし榊齋の旧藏書を著録する『経籍訪古志』・『求古樓書目』（国立公文書館内閣文庫蔵写本）に本巻は記載されていない。

民国三年（一九一四）、劉承幹（一八八一～一九六三）は、楊守敬の模写本を底本に重校刊し、六十三卷本に合わせて卷第三第四の二卷に分巻して『嘉業堂叢書』に収録した。その巻末に楊守敬の跋を以下のように収録する。

右禮記曲禮正義卷子本殘卷、日本狩谷望之所藏、余得之森立之。顧立之訪古志未載、蓋其作訪古志時、尚未見此本也。日本所存單疏、易書有全部、左傳有殘本、然皆從摺疊本傳摹。獨此爲卷軸之舊、相傳爲唐代之筆。此從狩谷本影摹、字體尚未絕俗、想見原本之高古。其中文字固有鈔手奪誤之處、而其有足訂今本之誤者、絕非宋本所可及。特重錄一通以貽後珊、知不河漢余言。光緒庚寅（十六年）嘉平月楊守敬記。

狩谷榊齋旧藏本は唐代の筆と伝えられ、模写本の字体からもその高雅古朴さを想見でき、鈔写時の脱誤はあるものの、現行本の誤りを正しうる点で宋版に勝るとし、もう一部模写して繆全孫（字筱珊）に贈り（繆全孫『芸風藏書記』卷一經字「禮記單疏 影寫東洋卷子本」）、自分の見立てが絵空事ではないことがわかったと述べている。次に『嘉業堂叢書』本の劉承幹の跋を引いておく。

禮記正義卷子本、只存兩半卷、從東洋舊卷影寫。前所得周易尚書俱全、毛詩缺前七卷、左傳止贖五卷。此本更少、

僅存其名。然易書詩傳同是方冊、此卻是卷子舊式、惟太少耳。然已足訂阮本之誤。惟宋七十卷本、昔藏盛百熙祭酒許、今已散出不能借校、殊爲憾事。不但阮氏刻注疏時未見、卽經籍訪古志亦未收、眞屬祕笈。余刻五經單疏、此亦聊備一種、爰撰校記以惠後學。歲在闕逢攝提格（民國三年）吳興劉承幹識。

その後、この模写本の原本である本巻は、和田維四郎（一八五六〜一九二〇）の手に渡り、『雲村文庫目錄』甲第一輯（和田維四郎、一九二〇年序）に著録され、「平安朝初期ノ書寫」と鑑定された。雲邨文庫は、後に和田自身が和漢書収集の顧問を務めた岩崎久彌（一八六五〜一九五五）に歸し、昭和三年（一九二八）二月に狩野教授還曆記念會が借照して複製本（モノクロ・軸装）を刊行した。その跋には、『礼記正義』單疏本の古鈔本として唯一無二の存在であり、狩谷校斎旧藏と伝えられ、和田維四郎の没後、岩崎家に歸したこと、劉承幹『嘉業堂叢書』本には粗漏が多いことが記されている。

本巻は、昭和六年十二月十四日に国宝に指定された（昭和二十五年の文化財保護法施行により重要文化財となる。指定番号〇〇一〇二）。東洋文庫事務室に架蔵される『昭和六年十二月十四日指定国宝調書』の「禮記正義」の「略説」に次のように記される。

本書ハ曲禮上下書寫ノ卷子本デ首尾ガ僅カニ缺失シテキル。正經注語ハ何レモ首尾ノミ略出シ、ソノ後ニ疏ヲ記シタ所謂單疏本デアツテ所々ニ別筆ノ校合ガ加ハラレテキル。文字ニ古體ヲ存シ、頗ル正義ノ原本ニ近キヲ思ハシメル。ソノ書風ヨリ見テ唐初ヲ下ラザル鈔本タル事ヲ疑ハナイ。紙背ニハ寛弘五年ノ書寫ニカ、ル中筭選述ノ賢聖略問答卷第一ガアル。卷尾ノ識語ニヨレバ、本書ハ天延三年中筭ガ興福寺喜多院松房ニ於テコレヲ草シタモ

ノデアル。此ノ書ハ奈良薬師寺ニ卷第四ヲ藏スルノミテ希観ノ典籍デアル。

本調書では、文字に古体を留める点から孔穎達の正義の原本に近いものと推測し、和田維四郎・狩野教授還暦記念会の平安朝書写説を取らず、書風を根拠に初唐の書写と鑑定している。昭和五十六年二月刊行の大阪市立美術館編『唐鈔本』「7 礼記正義卷第五」（中田勇次郎氏解説）・平成二年（一九九〇）三月刊行の東洋文庫日本研究委員会編『岩崎文庫貴重書書誌解題Ⅰ』も、これとほぼ同じ見解である。本巻の書写に関しては、『東洋文庫善本叢書』所収の『重文礼記正義卷第五残卷』（勉誠出版、二〇一四年十二月）の石塚晴通・小助川貞次両氏「古写本としての『礼記正義』解題」を参照されたい。

民国二十四年、本巻は張元濟（一八六七〜一九五九）によって一行を二行に分けて『四部叢刊三編』に景印収録された。張元濟はその跋で本巻によって阮元の校勘記を補正できると高く評価し、かつ「先唐寫經、字體多與今世不同。叢刊收編古鈔卷子眞蹟、此曲禮殘本猶爲嚆矢、爰舉其概、以助引伸云。」と述べ、本巻を唐鈔本とみなしていたようである。

日本で最初に本格的に本巻を研究し、その成果を公表したのは、吉川幸次郎（一九〇四〜八〇）である。吉川氏は、昭和十三年十一月二十日の東方文化研究所第九回開所記念日に「旧抄本「礼記正義」を校勘して」と題する講演を行い、その講演録が『東方学報京都』第九冊に収載された。その中で、鑑定家の言に従い本巻を平安朝末期の書写としながらも、伝来の宋版よりも旧態を存していると極めて高く評価する。また南宋紹熙本との校勘を行って、宋人が詳定した際の誤脱・意図的な改竄、孔穎達と宋人がそれぞれ使った経注本のテキストの異同について詳述する。なかで



も紹熙本の標起止が経・注の初めの二字と終わりの二字を「○○至○○」と記すのに対し、鈔本では二字に拘泥していないがために、孔穎達と宋版の依拠した経・注の異同、および本来のテキストを知ることができると高く評価する。その一方で、鈔本が誤っていて、宋版が正しい場合の方が数倍多い点にも着目し、写本による伝承の難しさと、これを詳定して刊行した宋人の苦心に思いを馳せる。実際、ざっと目を通しただけでも、誤字・脱字・衍字の類は本巻の至る所に見出すことができる。例えば第六十六条の正義の文「而僕不下者」五字を標起止と誤って上下に一格空けたり、第一百七十条の標起止を誤脱したり、第一百八条の正義の末に次の標起止の「國君」二字を衍するといった類である。なお吉川氏の講演録を再録した『吉川幸次郎全集』第十卷の昭和四十五年八月自跋には、漢文で記した校勘記の未定稿を東方文化研究所の研究報告として提出したとあるが、『吉川幸次郎全集』第二十七卷「吉川幸次郎編年著作目録」にそれらしき著作は見えない。

最後に、『東洋文庫善本叢書』所収の『重文礼記正義卷第五残卷』の利用の便を考えて、『礼記正義』卷第五残巻内容一覽】を挙げておく。現行の注疏本との照合等に利用されたい。なお、本解題の作成に当たっては、東洋文庫との協力協定によって使用を認められている中央研究院歴史語言研究所漢籍電子文獻資料庫（授權使用版）の多大なる恩恵をこうむった。ここに記して謝意を表したい。

#### 【参考文献一覽】

内藤虎次郎『影印秘府尊藏宋槧単本尚書正義解題』（大阪毎日新聞社、一九二九年十月）

長澤規矩也「十三經注疏影譜」（『長澤規矩也著作集』第三卷宋元版の研究（汲古書院、一九八三年七月）所収。初版一九三四年長澤規矩也刊）

長瀬誠「五經正義単疏本に就いて」（『拓殖大学論集』35、一九六三年十月）

吉川幸次郎「旧抄本「礼記正義」を校勘して——東方文化研究所第九回開所記念日講演——」（『東方学報京都』第九冊、

一九三八年十月。『吉川幸次郎全集』第十卷（筑摩書房、一九七〇年十月）に再録）

大阪市立美術館編『唐鈔本』（同朋舎出版、一九八一年二月）

東洋文庫日本研究委員会編『岩崎文庫貴重書書誌解題』I（東洋文庫、一九九〇年三月）

李致忠「十三經注疏版刻略考」（『文献』二〇〇八年第四期、二〇〇八年八月）

呂友仁整理『礼記正義』七十卷（『十三經注疏叢書』、上海古籍出版社、二〇〇八年九月）

野間文史『五經入門——中国古典の世界』（研文出版、二〇一四年三月）

東洋文庫監修『重文礼記正義卷第五殘卷』（『東洋文庫善本叢書』、勉誠出版、二〇一四年十一月）他

（公益財団法人東洋文庫研究員）

【『礼記正義』巻第五残巻内容一覽】

凡例

- ・ 本表の文字の推定・分節等にあたっては、『礼記正義』七十巻（呂友仁整理、二〇〇八年上海古籍出版社排印本『十三経注疏叢書』之一）を参考にした。
- ・ 本巻には改行等による分節はないが、排印本の分節に従い、対応する疏の、「節」欄にA・B・C・D・E・F・G・Hと入れた。
- ・ 「疏」欄には、巻第五正義全160条の通し番号を記した。なお本巻は首尾を欠くため、11番から158番までとなっている。
- ・ 「所在」欄には、各条の所在を「①1～①4」（第1紙第1行から第1紙第4行）のように記した。なお本巻は、本文全15紙475行からなる。
- ・ 「孔穎達正義」欄には、疏の前後5文字を採録した。ただし疏が10文字に満たない場合は、「前五文字」欄に最初の5文字を入れ、残りを「後五文字」欄に入れた。
- ・ 異体字で記されているものは、極力正字に直した。
- ・ 欠損等により判読できなかった文字は、「□」とした。
- ・ 原文の右傍に補記された文字は、「【 】」に入れた。
- ・ 破損のため推測した文字は、「〔 〕」に入れた。

| 節 | 疏  | 所在<br>(紙行) | 標起止            | 孔穎達正義     |       | 排印本<br>該当頁 | 備考 |
|---|----|------------|----------------|-----------|-------|------------|----|
|   |    |            |                | 前五文字      | 後五文字  |            |    |
| A | 11 | ①1～①4      | 欠              | 【首欠】不言在者案 | 信左氏義也 | 115        |    |
| A | 12 | ①5～①6      | 違事父母則諱王父母      | 正義曰逮及     | 心故諱之也 | 116        |    |
| A | 13 | ①6～①9      | 不違事父母則不諱王父〔母〕者 | 若幼少孤不     | 諱王父母也 | 116        |    |
| A | 14 | ①9～①12     | 注此謂庶人也至諱祖耳     | 正義曰云適     | 史亦稱適也 | 116        |    |
| A | 15 | ①12～①17    | 大夫之所有公諱        | 正義曰今謂     | 云無私諱耳 | 116        |    |
| A | 16 | ①17～①19    | 詩書不諱臨文不諱者      | 何胤云詩書     | 正故不諱也 | 116        |    |
| A | 17 | ①19～①21    | 廟中不諱者          | 謂有事於高     | 則諱已上也 | 116        |    |
| A | 18 | ①21～①22    | 夫人之諱雖質君之前臣不諱者  | 夫人君之妻     | 家恩遠故也 | 116        |    |
| A | 19 | ①22～①24    | 婦諱不出門者         | 門歸宮家之     | 君前不諱也 | 116        |    |

|   |    |           |                |         |       |         |             |
|---|----|-----------|----------------|---------|-------|---------|-------------|
| A | 20 | ①-24~①-26 | 婦親遠於宮中言避之耳     | 陳鑑問雜記   | 避者疾耳諱 | 116~117 |             |
| A | 21 | ①-26~①-30 | 大功小【功】不諱       | 正義曰古者   | 文爲之諱也 | 117     |             |
| A | 22 | ①-30~①-32 | 人境而問禁者         | 此下奉爲敬   | 國何所禁也 | 117     |             |
| A | 23 | ①-32~①-33 | 人國而問俗者         | 國城之中    | 俗常所行也 | 117     |             |
| A | 24 | ①-33~②-2  | 入門而問諱者         | 門主人門也   | 爲敬主人也 | 117     |             |
| B | 25 | ②-2~②-3   | 外事以剛日至踐之       | 正義曰此一   | 各隨文解之 | 118     |             |
| B | 26 | ②-3~②-5   | 外事以剛日者         | 外事郊外之   | 故用剛日也 | 118     |             |
| B | 27 | ②-5~②-10  | 注順其出爲陽至甲午祠兵    | 正義曰以出   | 說不用公羊 | 118     |             |
| B | 28 | ②-10~②-17 | 內事以柔日          | 正義曰事郊   | 日不皆用辛 | 118     |             |
| B | 29 | ②-17~③-21 | 凡卜筮者           | 古先聖王所   | 不復用卜也 | 118~120 |             |
| B | 30 | ③-21~③-23 | 旬之外曰遠其日        | 正義曰案少   | 此謂大夫禮 | 120     |             |
| B | 31 | ③-23~③-28 | 云旬之內近某日者       | 案特牲上禮   | 者文不具也 | 120     |             |
| B | 32 | ③-28~④-2  | 喪事先遠日          | 正義曰喪事   | 不吉卜上旬 | 121     |             |
| B | 33 | ④-2~④-3   | 吉事先近日者         | 吉謂祭祀冠   | 初是先日也 | 121     |             |
| B | 34 | ④-3~④-4   | 日爲日至有常         | 正義曰龜龜   | 日故曰爲日 | 121     |             |
| B | 35 | ④-4~④-17  | 假爾泰龜有常假爾春筮有常者  | 假因也爾汝   | 夫命龜三也 | 121     |             |
| B | 36 | ④-18~④-20 | 【大事卜小事筮】       | 正義曰此大   | 筮而無卜也 | 121~122 |             |
| B | 37 | ④-20~④-25 | 卜筮不過三          | 正義曰王禘   | 用王龜筮也 | 122     |             |
| B | 38 | ④-25~⑤-13 | 注魯四卜郊春秋譏       | 正義曰卜郊   | 卜亦非故也 | 122~123 |             |
| B | 39 | ⑤-13~⑤-16 | 卜筮不相襲          | 正義曰襲因   | 各專其心也 | 123     |             |
| B | 40 | ⑤-16~⑤-19 | 注卜不吉至筮之是也      | 正義曰獻公   | 吉不可復筮 | 123     |             |
| B | 41 | ⑤-19~⑤-21 | 龜爲卜            | 正義曰解卜   | 諱於前事也 | 123     | 「獻」左編誤作「言」。 |
| B | 42 | ⑤-21~⑤-25 | 筮者先聖王之所以使民信時日者 | 解所以須卜   | 日之吉凶也 | 123     |             |
| B | 43 | ⑤-25~⑤-26 | 敬鬼神者           | 擇吉而祭是   | 是敬鬼神也 | 123     |             |
| B | 44 | ⑤-26~⑤-27 | 畏法令也者          | 法典則也令   | 敬而畏之也 | 123     |             |
| B | 45 | ⑤-27      | 所以使民決嫌疑者       | 事火異【故】更 | 筮決斷之也 | 123     |             |

|   |    |           |              |         |         |     |            |
|---|----|-----------|--------------|---------|---------|-----|------------|
| B | 46 | ⑤-28～⑤-29 | 定猶豫也者        | 說文云猶豫   | 謂之猶豫也   | 124 |            |
| B | 47 | ⑤-29～⑤-30 | 故曰疑而蓋之則非非者   | 引舊語以結   | 者從可知也   | 124 |            |
| B | 48 | ⑤-30～⑤-32 | 日而行事則必踐之者    | 踐善也言卜   | 无非之者也   | 124 |            |
| C | 49 | ⑤-32～⑤-33 | 君車將駕終於篇末     | 正義曰此以   | 各隨文解之   | 126 |            |
| C | 50 | ⑤-33～⑥-1  | 君車將駕者        | 謂爲君之僕   | 謂始駕時也   | 126 | 「僕」左篇作「言」。 |
| C | 51 | ⑥-1～⑥-5   | 則僕執策立於馬前者    | 僕即御車者   | 是恐馬行也   | 126 |            |
| C | 52 | ⑥-5～⑥-8   | 已駕則僕展輪者      | 已駕之竟展   | 謂通觀之也   | 126 |            |
| C | 53 | ⑥-8～⑥-9   | 郊馬者          | 効白也僕監   | 云白已駕也   | 126 |            |
| C | 54 | ⑥-9～⑥-10  | 奮衣由右上传者      | 奮振也由從   | 避君空位耳   | 126 |            |
| C | 55 | ⑥-10～⑥-12 | 貳綬者          | 式副也綬登   | 【弘】登車有奮 | 127 |            |
| C | 56 | ⑥-12～⑥-14 | 跪乘車          | 謂僕先試車   | 空左不嫌也   | 127 |            |
| C | 57 | ⑥-14～⑥-20 | 執策分轡者        | 策馬杖也轡   | 試驅行之也   | 127 |            |
| C | 58 | ⑥-20～⑥-21 | 五乘而立者        | 僕時跪而驅   | 立調試之也   | 127 |            |
| C | 59 | ⑥-21      | 君出就車者        | 謂君始出上   | 車時也     | 127 |            |
| C | 60 | ⑥-22～⑥-24 | 則僕并轡授綬者      | 君初欲上而   | 後弘君上也   | 127 |            |
| C | 61 | ⑥-24～⑥-25 | 左右攘辟者        | 詩待駕陪位   | 不仿車行也   | 127 |            |
| C | 62 | ⑥-25～⑥-26 | 車驅而驕者        | 左右【已】避故 | 疾趨從車行   | 127 |            |
| C | 63 | ⑥-26～⑥-27 | 至于大門者        | 大門君敬外   | 至外門時也   | 127 |            |
| C | 64 | ⑥-27～⑥-28 | 君撫僕之手者       | 撫柔止也僕   | 御止撲手也   | 127 |            |
| C | 65 | ⑥-28～⑦-1  | 而顧命車右就車者     | 顧迴頭也鄭   | 車右上车也   | 128 |            |
| C | 66 | ⑦-1～⑦-5   | 門闕【鞞】渠必步者    | 是車右士之   | 无御故不下   | 128 |            |
| C | 67 | ⑦-5～⑦-7   | 凡僕人之禮必授人綬    | 正義曰凡僕   | 所升之也人   | 128 |            |
| C | 68 | ⑦-7～⑦-8   | 若僕者降等者       | 謂士爲大夫   | 故【受取綬也】 | 128 |            |
| C | 69 | ⑦-8       | 【然則否者】       | 【不然謂僕者】 | 【宜謙不綬也】 | 128 |            |
| C | 70 | ⑦-8～⑦-9   | 【若】僕者降等撫僕之手者 | 僕者雖卑而   | 授然乃受也   | 128 |            |
| C | 71 | ⑦-9～⑦-11  | 不然則自下拘之者     | 不然不降等   | 下自拘取之   | 128 |            |

|      |           |                |         |         |         |  |
|------|-----------|----------------|---------|---------|---------|--|
| C 72 | ⑦-11～⑦-13 | 注云撫小止之謙也至則不受   | 正義曰由從   | 【不辭期】不受 | 128     |  |
| C 73 | ⑦-13～⑦-16 | 客車不入大門         | 正義曰案公   | 門但不廟門   | 128     |  |
| C 74 | ⑦-16～⑦-17 | 婦人不立乘          | 正義曰立倚   | 乘所以異也   | 129     |  |
| C 75 | ⑦-17～⑦-19 | 大馬不上於堂         | 正義曰賓主   | 非擊擊故也   | 129     |  |
| C 76 | ⑦-19～⑦-22 | 故君子式黃髮         | 正義曰此以   | 齒皆老人也   | 129     |  |
| C 77 | ⑦-22～⑦-24 | 注云發句言故明知此是衆篇雜辭 | 正義曰謂他   | 得發首有故   | 129     |  |
| C 78 | ⑦-24～⑦-29 | 下鄉位            | 正義曰卿位   | 帥據天子禮   | 129     |  |
| C 79 | ⑦-29～⑧-1  | 入國不馳者          | 馳車馳國中   | 胤云闡蹠也   | 129     |  |
| C 80 | ⑧-1～⑧-3   | 入里必式者          | 廿五家爲里   | 不語十室也   | 129     |  |
| C 81 | ⑧-3～⑧-4   | 君命召者           | 謂有命呼召   | 臣也      | 129     |  |
| C 82 | ⑧-4       | 雖踐入者           | 君之使者雖   | 是踐人爲之   | 130     |  |
| C 83 | ⑧-4～⑧-5   | 大夫士必自御之者       | 御□也（使）者 | 亦自出迎之   | 130     |  |
| C 84 | ⑧-6～⑧-11  | 注御當爲訝至亂之耳      | 正義曰鄭云   | 之禮云御耳   | 130     |  |
| C 85 | ⑧-11      | 介者不拜者          | 介甲鎧也著   | 宜无所拜也   | 130     |  |
| C 86 | ⑧-11～⑧-14 | 爲其拜而變拜也者       | 解所以不拜   | 節變猶作也   | 130     |  |
| C 87 | ⑧-14～⑧-16 | 詳車城左           | 正義曰此以   | 左以擬神也   | 130     |  |
| C 88 | ⑧-16～⑧-18 | 注空神位也詳車葬之乘車也   | 正義曰知葬   | 魂車故知也   | 130     |  |
| C 89 | ⑧-18～⑧-22 | 乘君之乘車          | 正義曰君乘   | 者自居左【也】 | 130～131 |  |
| C 90 | ⑧-22～⑧-28 | 【左】必式          | 雖處左而不   | 亦有車右焉   | 131     |  |
| C 91 | ⑧-28～⑧-29 | 僕御婦人則進左手       | 正義曰僕在   | 形微相背也   | 131     |  |
| C 92 | ⑧-29～⑧-30 | 後右手者           | 若進右手則   | 後右遠嫌也   | 131     |  |
| C 93 | ⑧-30～⑨-1  | 御國君則進右手者       | 後左手禮以   | 女无所嫌也   | 131     |  |
| C 94 | ⑨-1～⑨-2   | 而府【者】          | 既御不得恒   | 【并】市謂兩御 | 131     |  |
| C 95 | ⑨-2～⑨-3   | 國君乘奇車          | 正義曰君出   | 如御之車也   | 131     |  |
| C 96 | ⑨-3～⑨-5   | 注云出入必正奇車獵衣衣之車  | 正義曰隱義   | 臣下乘之也   | 131     |  |
| C 97 | ⑨-5～⑨-6   | 車上不廣欬          | 正義曰弘大   | 矜又驚衆也   | 131     |  |

|   |     |           |                |        |       |         |  |
|---|-----|-----------|----------------|--------|-------|---------|--|
| C | 98  | ⑨-6~⑨-7   | 不妄指者           | 妄虛也在車  | 亦爲或衆也 | 131     |  |
| C | 99  | ⑨-7~⑨-10  | 立視五轡者          | 車上依體轡  | 六步半地也 | 131     |  |
| C | 100 | ⑨-10~⑨-12 | 注盪猶短           | 正義曰知盪  | 記有位繫字 | 131~132 |  |
| C | 101 | ⑨-12~⑨-13 | 式視馬尾           | 車其尾近在  | 令瞻視馬尾 | 132     |  |
| C | 102 | ⑨-13~⑨-14 | 顧不過殺者          | 車轂也若轉  | 不內顧是也 | 132     |  |
| C | 103 | ⑨-14~⑨-15 | 國中以突慧卽勿驅者      | 前云入國不  | 馬杖慧掃也 | 132     |  |
| C | 104 | ⑨-15~⑨-17 | 卽勿搔體也          | 入國不馳故  | 形狀卽勿然 | 132     |  |
| C | 105 | ⑨-17~⑨-18 | 塵不出軌者          | 車轂也車行  | 飛出轂外也 | 132     |  |
| C | 106 | ⑨-18~⑨-21 | 國君下齋牛式宗廟       | 正義曰秦齋  | 宗廟式齋牛 | 132     |  |
| C | 107 | ⑨-21~⑨-23 | 大夫士下公門式路馬者     | 公門其君之  | 有下式之異 | 132     |  |
| C | 108 | ⑨-23~⑨-24 | 乘路馬必朝服者        | 謂臣路馬君  | 自御乘之也 | 132     |  |
| C | 109 | ⑨-24~⑨-25 | 載軛策者           | 又不敢執杖  | 載杖以行也 | 132     |  |
| C | 110 | ⑨-25~⑨-27 | 不敢授綬者          | 若君左則僕  | 授綬與已也 | 132     |  |
| C | 111 | ⑨-27~⑨-28 | 左必式者           | 既不空左故  | 曠左文互也 | 132     |  |
| C | 112 | ⑨-28~⑨-1  | 步路馬必道者         | 此謂單牽君  | 道正路爲敬 | 132     |  |
| C | 113 | ⑨-1~⑨-2   | 以足蹙路馬芻有誅       | 正義曰芻食  | 則被責罰也 | 132     |  |
| C | 114 | ⑨-2~⑨-4   | 闕路馬有誅者         | 闕牛也若論  | 謂皆廣敬也 | 132     |  |
| C | 115 | ⑨-4       | 禮下 曲禮下         | 正義曰錄云  | 多分爲上下 | 133     |  |
| D | 116 | ⑨-5~⑨-6   | 凡奉者當心至則饗       | 正義曰此一  | 節依文解之 | 133     |  |
| D | 117 | ⑨-6~⑨-12  | 各し             | 物有宜奉持  | 奉故益可知 | 133~134 |  |
| D | 118 | ⑨-12~⑨-16 | 執天子之器則上衡至提之    | 正義曰向明  | 心平也國君 | 134     |  |
| D | 119 | ⑨-16~⑨-17 | 國君則平衡者         | 國君 諸侯也 | 興心齋平也 | 134     |  |
| D | 120 | ⑨-17      | 大夫妥之者          | 妥下也又降  | 器下於心也 | 134     |  |
| D | 121 | ⑨-17~⑨-18 | 士則提之者          | 上云大夫妥  | 上提者當帶 | 134     |  |
| D | 122 | ⑨-19~⑨-23 | 凡執主之器執輕如不克     | 正義曰向明  | 玉如重之也 | 134     |  |
| D | 123 | ⑨-23~⑨-25 | 執主器操象圭璧尚左右手至曳踵 | 正義曰明提  | 故云上左手 | 134     |  |

|   |     |           |                     |       |       |         |  |
|---|-----|-----------|---------------------|-------|-------|---------|--|
| D | 124 | ⑩-25~⑩-27 | 行不舉足車輕曳踵者           | 曳地也踵後 | 車輪曳踵也 | 134~135 |  |
| D | 125 | ⑩-27~⑩-1  | 立則聲折垂佩至妥            | 正義曰向明 | 縣垂於前也 | 135     |  |
| D | 126 | ⑩-1~⑩-2   | 主佩倚者                | 主謂君也倚 | 縣垂出前也 | 135     |  |
| D | 127 | ⑩-2~⑩-3   | 則臣佩垂者               | 君若直立佩 | 縣垂於前也 | 135     |  |
| D | 128 | ⑩-4~⑩-5   | 主佩垂則臣佩委者            | 君若重儼折 | 不跪之義也 | 135     |  |
| D | 129 | ⑩-6~⑩-11  | 執玉其有籍者則賜無〔籍〕則襲      | 正義曰化執 | 賜時有襲時 | 135     |  |
| D | 130 | ⑩-11~⑩-18 | 注云圭璋時而襲璽琮加束帛而賜亦是也   | 正義曰鄭云 | 賜與此同也 | 135~138 |  |
| E | 131 | ⑩-18~⑩-19 | 國君不名卿老至同名           | 正義曰此節 | 各依文解之 | 138     |  |
| E | 132 | ⑩-19~⑩-21 | 國君不名卿老者             | 人雖有國家 | 二等人名也 | 138     |  |
| E | 133 | ⑩-22~⑩-24 | 大夫不名世臣媼者            | 世臣父時老 | 襲父爵者也 | 138     |  |
| E | 134 | ⑩-24~⑩-26 | 士不名家相長妾者            | 家相謂□□ | 卓業或然也 | 138     |  |
| E | 135 | ⑩-27~⑩-30 | 君大夫之子不敢自稱余小子至同名     | 正義曰此以 | 小子之稱也 | 139     |  |
| E | 136 | ⑩-30~⑩-31 | 大夫不之子不敢自稱曰嗣子之某者     | 此諸侯之大 | 臣之子璧之 | 139     |  |
| E | 137 | ⑩-31~⑩-33 | 不敬與世子同名也            | 世子諸侯之 | 子何繫於君 | 139     |  |
| E | 138 | ⑩-33~⑩-8  | 注云璧晉效也其先之生則亦不改也世或為大 | 正義曰若名 | 某或敗禮也 | 139     |  |
| F | 139 | ⑩-8~⑩-12  | 君使士射至之憂             | 正義曰射法 | 有使士射也 | 140     |  |
| F | 140 | ⑩-12~⑩-14 | 不能則辭以疾者             | 士若不能則 | 人諫用己也 | 140     |  |
| F | 141 | ⑩-14~⑩-21 | 曰某有負薪之憂者            | 此稱疾之辭 | 馬士曰負薪 | 140     |  |
| F | 142 | ⑩-21~⑩-23 | 注云使士射謂以備偶憂或為疾       | 正義曰知非 | 言辭故備偶 | 140     |  |
| G | 143 | ⑩-23~⑩-25 | 侍於君子不顧望而對非禮         | 正義曰謂多 | 先對非禮也 | 141     |  |
| G | 144 | ⑩-26~⑩-28 | 注云禮謙尚也先至對者也         | 正義曰此證 | 不讓是晒故 | 141     |  |
| H | 145 | ⑩-29      | 君子行禮至之法             | 正義曰此一 | 各隨文解之 | 141     |  |
| H | 146 | ⑩-29~⑩-10 | 云君子行禮者              | 謂去先祖之 | 故彼此不同 | 141~142 |  |
| H | 147 | ⑩-10~⑩-11 | 祭祀之禮者               | 此陳不變之 | 駢黑之屬也 | 142     |  |
| H | 148 | ⑩-11~⑩-12 | 居喪之服者               | 殷雖尊貴猶 | 周則以尊降 | 142     |  |
| H | 149 | ⑩-12~⑩-13 | 哭注之位者               | 殷不重適以 | 嗣孫居其首 | 142     |  |



|   |     |           |               |       |           |         |  |
|---|-----|-----------|---------------|-------|-----------|---------|--|
| H | 150 | ⑮-13～⑮-14 | 皆從其國之故者       | 謂放俗也凡 | 屬從可知也     | 142     |  |
| H | 151 | ⑮-14～⑮-16 | 謹脩其法而審行之者     | 并結前事令 | 禮是不變俗     | 142     |  |
| H | 152 | ⑮-16～⑮-18 | 去三國世爵祿有列於朝至宗後 | 正義曰此以 | 明未得者也     | 142     |  |
| H | 153 | ⑮-18～⑮-19 | 去國三世          | 謂三祿不用 | 自祖至孫也     | 142     |  |
| H | 154 | ⑮-19～⑮-20 | 爵祿有列於朝        | 謂本君不絕 | 後在朝者也     | 142     |  |
| H | 155 | ⑮-20～⑮-22 | 出入有詔於國者       | 出入猶吉凶 | 入有詔於國     | 142～143 |  |
| H | 156 | ⑮-22～⑮-28 | 注云若賊孫統本邦立賊爲突  | 正義曰弘之 | 而奔齊是也     | 143     |  |
| H | 157 | ⑮-28～⑮-33 | 若兄弟宗後族猶存則反告於後 | 正義曰此是 | 不復來往也     | 143     |  |
| H | 158 | ⑮-33～⑮-34 | 云國三世至之法       | 正義曰此猶 | 得仕新國者〔尾欠〕 | 143     |  |

